

各 位

公益財団法人須賀川市スポーツ振興協会事務局長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策」体育施設を利用する時のお願いについて(7/10版)

市内体育施設が6月1日から貸館を再開するにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、須賀川市より「体育施設を利用する時のお願い」が定められましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 貸館再開日 令和2年6月1日(月) ※月曜日が休館の施設は6月2日(火)
- 2 利用者へのお願い
別紙「体育施設を利用する時のお願い」のとおり
なお、施設管理者においても、共用部分の定期的な消毒など、感染防止対策を実施してまいります。
- 3 貸館の人数制限(※7/10更新)
令和2年7月10日以降、屋内・屋外ともに5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保すること(市の指針に準じています)。
- 4 協力要請事項
(1)屋内施設での飲食は、感染拡大防止策を講じたうえで可とします。
(2)不特定多数の人が入場する活動については、主催者に十分な感染拡大防止対策を求めるものとします。
- 5 その他
市ホームページにも掲載されており、見直し等を行った場合は随時更新します。

発信元：(公財) 須賀川市スポーツ振興協会 〒962-0054 須賀川市牛袋町5 須賀川アリーナ内 TEL：0248-76-8111 Fax：0248-76-8113 Eメール：sukagawacity-sports@air.ocn.ne.jp

体育施設を利用する時のお願い

- 1 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - ◆体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ◆同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ◆過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- 3 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 4 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- 5 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 6 屋内施設は定期的に換気を行うこと(1時間に10分程度)。
- 7 団体代表者は利用者名簿を作成し、施設管理者へ提出すること。また、利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 8 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密(密閉・密集・密接)を避けること
- 9 スポーツ少年団などの未成年者の団体は、指導者が保護者に団員の活動内容を十分説明し、理解を得ていること。特に体の接触、近接する種目は十分注意すること。
- 10 各競技の上部団体から感染拡大防止対策の指示等がある場合は、それに従うこと。
- 11 その他、感染防止対策に関する施設管理者からの指示に従うこと。

令和2年5月26日

※国・県の基準の見直しや感染拡大の状況により随時内容を見直します。

須賀川市生涯学習スポーツ課